**「福祉用具専門相談員について（厚生労働省通知）」の一部改正について**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２７年　１月

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三重県長寿介護課

　このことについて、厚生労働省老健局より、平成26年12月12日付け「介護保険最新情報」Vol.402、Vol.406（下記１参照）で通知のありましたとおり、福祉用具専門相談員の質の確保及び向上のため、福祉用具専門相談員となるための要件から、養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）を除くとの改正が行われ、平成27年4月1日より適用されることとなりました。

　平成27年3月31日までに養成研修を修了されている方に限り、平成28年3月31日までは福祉用具専門相談員として勤務することができますが、平成28年4月1日からは福祉用具専門相談員として勤務することができなくなり、人員基準の常勤換算員数からも除かれることになります。

平成28年4月1日以降、貴事業所に勤務される福祉用具専門相談員から、養成研修修了者を除いた結果、人員基準の「福祉用具専門相談員：常勤換算方法で2.0人以上」が満たせなくなる場合、当該養成研修修了者に、介護保険法施行令第4条第1項第1～８号（下記２参照）に定める資格を取得していただくか、福祉用具専門相談員指定講習を修了していただく、あるいは、貴事業所において、該当する有資格者又は指定講習修了者を新たに雇用していただく必要がありますのでご留意ください。

記

１　「介護保険最新情報」掲載ホームページアドレス

　　三重県長寿介護課　三重県介護保険制度改正リンク集

http://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/kaisei/index.htm

２　介護保険法施行令第4条第1項各号に定める資格

　　第1号　保健師

　　第2号　看護師

　　第3号　准看護師

　　第4号　理学療法士

　　第5号　作業療法士

　　第6号　社会福祉士

　　第7号　介護福祉士

　　第8号　義肢装具士